

○経済産業省告示第四百十五号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、次に掲げる者を特定社会基盤事業者として指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和六年九月五日

経済産業大臣 齋藤 健

一(一) 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

秋田由利本荘オフショアウインド合同会社 秋田県秋田市中通五丁目一番五十一号

一(二) 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

発電事業

一(三) 特定社会基盤事業者の指定をした日

令和六年九月四日

二(一) 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

エネルギーエックス・ジャパン株式会社 東京都中央区日本橋室町二丁目三番一号

(二) 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

特定卸供給事業

(三) 特定社会基盤事業者の指定をした日

令和六年九月四日